

最良執行方針



2005年 3月制定
2023年10月改定
極東証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に基づき、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客さまから国内の金融商品取引所に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定する「上場株券等」を対象とします。

なお、当社においては、フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定する「取扱有価証券」はお取り扱いしておりません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客さまからいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。

上場株券等

当社においては、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客さまの利益となる事項を主として考慮するため、お客さまからいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所に取り次ぐこととし、取引所外売買（PTSへの取次ぎを含む。）の取扱いを行いません。

① お客さまから委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所に取り次ぐことといたします。

金融商品取引所の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所における売買立会が再開された後に金融商品取引所に取り次ぐことといたします。

② ①において、委託注文の金融商品取引所への取次ぎは、次のとおり行います。

(a) 上場している金融商品取引所が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所へ取り次ぎます。

(b) 複数の金融商品取引所に上場（重複上場）されている場合には、お客さまからの委託注文を執行する時点において、株式会社QUICKの情報端末（当社の本支店の店頭で御覧いただけます。）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所（当該金融商品取引所は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。

(c) (a)又は(b)により選定した金融商品取引所が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所への注文の取次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該金融商品取引所に取り次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

上場株券等

複数の金融商品取引所（PTSを含む。）等が提示する最良気配を比較し、より価格を重視することはお客さまにとって最良の執行となり得ると考えられます。当社においてこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客さまにお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えております。

システム開発等に伴う費用等について精査した結果、複数の金融商品取引所（PTSを含む。）等が提示する最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられます。従いまして、取引所外売買（PTSへの取次ぎを含む。）の取扱いをせず、国内の金融商品取引所に取り次ぐことがお客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所に上場されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い金融商品取引所に取り次ぐことが、お客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる注文については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

① お客さまから執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった注文 当該ご指示いただいた執行方法

② 端株及び単元未満株の注文 端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そののみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

商号等：極東証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第65号
加入協会：日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

